



平成 28 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 ホットランド  
住 所 東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐瀬守男  
(コード番号：3196 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 高橋謙輔  
TEL. 03-3553-8118

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- ①今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加・変更するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものです。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条（取締役の責任免除）及び第 39 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものです。なお、定款第 29 条の変更に つきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とする旨の規定（変更案第 33 条）を新設するものであります。
- ④上記変更に伴い、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1、 ~13、 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>14、</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1、 ~13、 (現行どおり)</p> <p><u>14、不動産の売買、賃貸、仲介、</u></p> <p><u>斡旋、管理及び運用</u></p> <p><u>15、企業及びベンチャービジネスへの投資、融資及びその</u></p> <p><u>仲介、斡旋並びに経営の指</u></p> <p><u>導</u></p> <p><u>16、</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第33条～第38条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第40条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(<u>補欠監査役の選任の効力</u>)</p> <p>第33条 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第34条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第41条～第47条 (現行どおり)</p>

3. 変更の日程

平成28年 3月30日 定款変更のための株主総会開催日

平成28年 3月30日 定款変更の効力発生日

以上